

建設業者各位

弘前市経営戦略部法務契約課

建設工事に係る「変動型最低制限価格」の試行について

弘前市では、平成 28 年 4 月 1 日以降に公告をする建設工事の条件付き一般競争入札について、「変動型最低制限価格」を試行導入します。

(1) 対象となる建設工事

平成 28 年 4 月 1 日以降に公告をする建設工事の条件付き一般競争入札を原則、対象とします。

対象となる案件には、公告において、変動型最低制限価格を設定することを明記します。

(2) 「変動型最低制限価格」とは

設計価格を基に算定した「最低制限基準額（従前の最低制限価格）」に、入札会場でのくじにより決定する「変動係数」を乗じたもの。

最低制限価格＝最低制限基準額（従前の最低制限価格）×変動係数（0.995～1.005）

※変動係数を乗じた価格に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て。

(3) 用語の定義

①最低制限基準額

直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費を基に積算する算出の基礎となる価格です。（従前の最低制限価格。）

②変動係数

入札会場で、立会人がくじを引いて決定する数値です。

「0.995」から「1.005」までの範囲を 0.0005 刻みで変動させる数値（21 通り）となっています。

くじ番号	変動係数	くじ番号	変動係数	くじ番号	変動係数
1	0.9950	11	1.0000	12	1.0005
2	0.9955			13	1.0010
3	0.9960			14	1.0015
4	0.9965			15	1.0020
5	0.9970			16	1.0025
6	0.9975			17	1.0030
7	0.9980			18	1.0035
8	0.9985			19	1.0040
9	0.9990			20	1.0045
10	0.9995			21	1.0050

以上

担当：法務契約課契約担当